

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、後期高齢者医療制度に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和7年5月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の内容	熊谷市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ②被保険者証及び資格確認書の引渡し ③被保険者証及び資格確認書の返還の受付 ④医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ⑤保険料に関する申請の受付 ⑥保険料の徴収 <公金受取口座登録制度に関する事務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、後期高齢者医療保険料を還付する必要がある被保険者の公金受取口座情報を、本人同意に基づき、情報照会により取得する。 ①保険料振込依頼（被保険者→市） ②情報照会（市→デジタル庁）、及び取得した公金受取口座情報の入力・管理 ③被保険者への保険料の還付（市→被保険者） <標準準拠システムへの移行> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行した（令和7年1月14日）。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目及びシステム構成は変更となるが、事務及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	後期高齢システム
②システムの機能	1. 資格管理業務 (1)65歳以上の住民及び同一世帯員の住民基本台帳情報を入手し広域連合に提供する。 (2)住民登録外(以下「住登外者」という。)の被保険者情報を管理し広域連合に提供する。 (3)広域連合から提供された被保険者情報を管理する。 (4)広域連合と資格情報を連携する。 2. 賦課業務 (1)被保険者及び同一世帯員の所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 (2)広域連合から提供された賦課情報を管理する。 (3)保険料期割情報を作成して管理し、広域連合に提供する。 (4)特別徴収情報を管理する。 (5)広域連合と賦課情報を連携する。 3. 収納業務 (1)納付書を作成し、情報管理する。 (2)収納情報を管理する。 (3)過誤納金情報を管理する。 (4)滞納情報を管理する。 (5)口座振替情報を管理する。 (6)保険料納付確認書の発行を管理する。 (7)広域連合と収納情報・滞納情報を連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 ☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム2	
①システムの名称	統合収納管理システム
②システムの機能	1. 収納状況照会 宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報の照会 2. 宛名機能 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の照会
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	統合滞納管理システム
②システムの機能	1. 滞納状況照会 滞納照会、異動など日常業務に必要な情報の照会 2. 納付書印刷 納付書再発行
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー、個別業務システム)
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「機関別符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は、提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 処理状況の管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム5	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	1. 統合データベース機能 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する機能 2. 共通管理機能 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (個別業務システム)
システム6	
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。
②システムの機能	1. 資格管理業務 (1)被保険者証の即時交付申請 市町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市町村の窓口端末へ配信する。 市町村の窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。 (2)住民基本台帳等の取得 市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能(※1)を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3)被保険者資格の異動 (2)により市町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者 情報等を市町村の窓口端末へ配信する。 2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市町村の窓口端末へ配信する。 (2)保険料収納管理 市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務 市町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を市町村の窓口端末へ配信する。 (※1) オンラインファイル連携機能とは、市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市町村の窓口端末に配信する機能のことをいう
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢ファイル (2)資格管理宛名ファイル(※広域連合)	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	個人番号利用の根拠 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 及び 同法別表の85項 2 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の根拠 1 番号利用法第19条第8号 2 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 情報照会の根拠 : 同令第2条の表の117項 及び 同令第119条 ※情報提供なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者医療制度		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	後期高齢者医療制度の被保険者とその世帯員	
その必要性	後期高齢者医療制度の資格の適正管理及び賦課・収納業務等のために必要な特定個人情報を保有	
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	① 個人番号・その他識別情報：対象者を正確に特定するために保有。 ② 4情報・連絡先・その他住民票関係情報：被保険者の現住所や、世帯情報等を把握するために保有。(住登外者についても同様) ③ 地方税関係情報：保険料の賦課決定、負担区分決定のもととなる所得や収入情報等を把握するために保有。 ④ 医療保険関係情報：資格管理や保険料賦課、適正な給付を行うために保有。 ⑤ 障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報：資格管理や適正な給付を行うために保有。 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報：保険料徴収方法の決定や適正な給付を行うために保有。 ⑦ 年金関係情報：特別徴収の対象年金等を把握するために保有。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	市民部 保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課、生活福祉課、長寿いきがい課、障害福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 日本年金機構 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体、埼玉県後期高齢者医療広域連合 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		被保険者の①資格の管理、②保険料の賦課・収納、③保険給付の各業務に使用
④使用の主体	使用部署	保険年金課、大里行政センター市民福祉係、妻沼行政センター市民係、江南行政センター市民福祉係
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 後期高齢者医療制度の資格の取得や喪失等に関する事務 ・住民票関係情報、生活保護情報等から、被保険者資格を確認し、資格確認書、特定疾病療養受領証の交付を行う。 ・住民票関係情報、地方税関係情報をもとに、広域連合にて、被保険者の後期高齢者医療の負担割合等を決定する。 ・住所地特例者の後期高齢者医療制度加入について、申請書の届出を受け、住所地の住民票関係情報等を取得し、手続きを行う。 2. 後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務 ・住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報等を取得し、被保険者に後期高齢者医療保険料額の通知を行う。 ・災害や収監等の特別な理由により保険料のお支払いが困難な被保険者からの申請を受け付け、収入等を調査のうえ、減免処理を行い、被保険者へ通知を行う。 3. 後期高齢者医療の給付に関する事務 ・住民票関係情報、所得課税情報から高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等の支給申請受付事務を行う。 4. 後期高齢者医療保険料の収納に関する事務 ・後期高齢者医療保険料額、収納情報等を確認し、滞納者に対し、督促状・催告書の通知、納付交渉、滞納処分等を行う。また、過納金が生じた者に対し、還付・充当処理を行う。
情報の突合		・住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報等を突合して、被保険者資格の確認を行う。（上記1） ・住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報を突合して、広域連合にて後期高齢者医療の負担割合等を決定する。（上記1） ・住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、被保険者からの減免に関する届出を突合して、保険料の減免処理を行う。（上記2） ・住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、介護保険特別徴収情報を突合して、後期高齢者医療保険料の特別徴収者を決定する。（上記2） ・住民票関係情報、地方税関係情報、各種給付申請情報等を突合して、支給申請受付事務を行う。（上記3） ・住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、収納情報等を突合して、滞納処理、還付・充当処理を行う。（上記4）
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		後期高齢者医療市町村システム保守
①委託内容		システムの運用・保守及び制度改正等に対応するための作業
②委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		保険料決定通知印刷、封入封緘(年次)
①委託内容		保険料決定通知印刷、封入封緘(年次)
②委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

[illegible]

移転先1	埼玉県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項、第138条 市町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、熊谷市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、熊谷市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	被保険者資格の管理、一部負担割合の判定、保険料の賦課等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理するためがあるため。
③移転する情報	1. 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出：転入時等に熊谷市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報。 ・住民基本台帳情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 2. 賦課・収納業務 ・所得・課税情報：後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報：広域連合が決定した保険料情報に基づき、熊谷市が期割ごとに割り振った保険料額の情報。 ・収納情報：熊谷市が収納および還付充当した期割ごとの保険料額の情報。 ・滞納者情報：熊谷市が管理している保険料滞納や督促、催告の発行日、不能欠損などの情報。 3. 給付業務 ・療養費関連情報等：熊谷市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者(※1)：75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員：被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 (※1) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [○] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	1. 資格管理業務 ・被保険者情報：日次 2. 賦課・収納業務 ・所得・課税情報：月次 ・期割情報：月次 ・収納情報：日次 ・滞納者情報：日次 3. 給付業務 ・療養費関連情報等：月次

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜熊谷市における措置＞ ・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、データセンターのサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【識別情報】

1.個人番号,2.宛名番号

【連絡先等情報】

1.氏名,2.生年月日,3.性別,4.住所,5.電話番号,6.世帯番号,7.続柄,8.世帯主氏名

【業務関係情報】

1.被保険者番号,2.被保険者履歴番号,3.宛名番号,4.個人区分コード,5.被保険者資格取得事由コード,6.被保険者資格取得年月,7.被保険者資格喪失事由コード,8.被保険者資格喪失年月日,9.保険者番号適用開始年月日,10.保険者番号適用終了年月日,11.氏名カナ,12.生年月日,13.性別コード,14.現都道府県名,15.現市区町村名,16.現住所,17.相当年度,18.賦課管理番号,19.賦課履歴番号,20.市区町村別保険料,21.不均一賦課地区コード,22.暫定確定賦課フラグ,23.申告区分,24.通知書発送要否フラグ,25.資格取得年月日,26.資格喪失年月日,27.広域内転居取得年月日,28.広域内転居喪失年月日,29.賦課事由コード,30.賦課事由,31.賦課決定年月日,32.所得割率,33.賦課のもとなる所得金額,34.所得割額,35.均等割額,36.算出額,37.賦課期日,38.減額区分,39.均等割軽減額,40.限度超過額,41.年保険料額,42.月数,43.月割減額,44.特別軽減区分,45.月別資格情報,46.賦課期日,47.減額区分,48.均等割軽減額,49.限度超過額,50.年保険料額,51.月数,52.月割減額,53.特別軽減区分,54.月別資格情報,55.減免額,56.後期高齢者医療保険料,57.所得割軽減額,58.所得割減額区分,59.賦課年度,60.期割履歴番号,61.徴収方法区分コード,62.現年過年区分コード,63.期別番号,64.期割情報種別,65.納期限年月日,66.保険料期割額,67.異動区分,68.通知書番号,69.自治体コード,70.調定年度,71.科目コード,72.科目表示コード,73.通知書番号,74.期別コード,75.収納回数,76.納付番号,77.納付区分,78.領収日,79.会計日,80.納付額,81.延滞金,82.督促手数料,83.金融機関CD,84.支店CD,85.金融機関名,86.支店名,87.種別,88.口座番号,89.名義人

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜熊谷市における措置＞ ・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 ・被保険者の資格異動の届出の際には、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 ・他市町村等から情報を受理する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ・入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。 ・入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイス(※2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ・被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、当市が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。 (※1) ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 (※2) ここでいう指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと市町村の標準システム窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、広域連合の標準システムからデータ配信ができないしくみになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	後期高齢者医療市町村システムは、庁内連携システムを介して目的を超えた紐付けがされないよう、適切なアクセス制御がされている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	

ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<自庁システムにおける措置> ユーザーIDとパスワード、手のひら認証を実施。権限付与により、利用可能な機能を制限していること で、不正利用を防ぐ。 <標準システムにおける措置> ユーザーIDとパスワード、顔認証を実施。権限付与により、利用可能な機能を制限していること で、不正利用を防ぐ。
その他の措置の内容	離席時のログアウトの徹底、情報セキュリティに関する研修の実施
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件に関する規定 ※再委託の際に最初の委託元である市町村への書面による許諾の取得、及び再委託先の監督 ※再委託先が番号利用法で求められているレベルと同等の安全管理措置を講じていることの確認 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・必要があると認めるときは委託先に対して実地調査を行うことができる規定	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合は、再委託に係る契約に次の事項を盛り込む。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再々委託における条件に関する規定 ※再々委託の際に最初の委託元である市町村への書面による許諾の取得、及び再委託先の監督 ※再々委託先が番号利用法で求められているレベルと同等の安全管理措置を講じていることの確認 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・必要があると認めるときは委託先に対して実地調査を行うことができる規定 ・住民情報系システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、法令等を遵守し、デジタル推進課と適切な契約を取り交わす。 ・ガバメントクラウドへの移行については、次を満たすこととする。 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
その他の措置の内容	_____	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・外部委託業者を選定する際、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認することとしている。
- ・事業者には、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。
- ・契約後に業務従事者名簿を提出させている。
- ・特定個人情報等を業務担当課がUSBで持ち出すことはできない。
- ・業務担当課が住民情報系システムから個人番号をデータ出力・印刷することは技術的にできない。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<目庁システムにおける措置> ・住民情報系システムから各課がデータを持ち出すことは技術的にできず、適切な手続きを経た上でデジタル推進課を経由しなければならない仕組みとなっている。持ち出す場合は、ログや持ち出したデータが何かが残るため追跡確認が可能となっている。 ・移転は庁内連携システムにより適切に制御されている。 <標準システムにおける措置> ・熊谷市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号）において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ・情報システム管理者は熊谷市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。		
その他の措置の内容	・委託や情報提供ネットワークシステム以外での特定個人情報の提供はない。 ・広域連合システムへの日次等異動情報の連携作業についても、日時、データ内容、実施者名等が全て記録され、追跡可能となっている。送信の際は、データの誤りがないか十分に内容確認等をした上で送信する。また、送信後は正常に受理されたこと及びエラーがないことを必ず確認する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・庁内連携システムにより、番号利用法の規定により認められる情報のみしか移転できないよう技術的な仕組みがとられている。 ・特定個人情報の移転は、インターネット等の外部ネットワークから隔離された個人番号利用事務系ネットワークで通信している。 ・特定個人情報等を業務担当課がUSBで持ち出すことはできない。 ・業務担当課が住民情報系システムから個人番号をデータ出力・印刷することは技術的にできない。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	＜情報照会＞ ・該当者の取り違い、情報照会の管理番号誤り等がないように十分注意している。住民情報系システムでは、目的内の管理番号のみ選択できるように技術的に制御されている。 ・取扱注意者に関しては、不開示措置を必ずかけた上で実施する。住民情報システムでは、取扱注意者については、自動的に不開示該当フラグが立つよう技術的に制御されている。 ・情報照会管理番号一覧表を設置し誤りがでないようにしている。情報システムで目的内の管理番号のみ選択できるように技術的に制御している。 ＜中間サーバにおける措置＞ ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
---------------------	--

リスクへの対策は十分か	十分である 不足している 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 4) 十分である 5) 課題が残されている
-------------	--

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	・データ入力業務において、委託業者が当市の承諾を得ないまま8,170件を再委託し、そのうち6,312件に特定個人情報が含まれていた。 ・職員等の健康診断の委託において、受託者のシステムがランサムウェアによる不正アクセス攻撃を受けた。	
再発防止策の内容	・法令に定める安全管理措置を講じることを明記し、委託業者の定める特定個人情報に関する取扱規程等を提出させることとした。また、再委託の有無を事前に書面にて報告させ、かつ、再委託するときは書面にて申請させることとした。 ・受託者がセキュリティ対策の強化を行うことから、作業完了後を目途に実地検査を行い、個人情報の管理状況を確認する。	
その他の措置の内容	_____	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・個人番号が記載された書類は、取扱区域内の施錠可能なキャビネット、庁舎内倉庫又は庁舎外倉庫等、施錠管理の上で保管している。 ・郵便又は行政センターから送達された書類についても、取扱区域内の施錠可能なキャビネットに保管している。 ・誤廃棄対策として、AM・PMごとに専用の窓口ゴミ用紙袋及び箱を用意し、廃棄予定書類を入れる。いつ誰が処理したかわかるようにしている。ゴミ袋は鍵のかかるキャビネットへ一時保管し、一杯になったら中身を再確認の上、市職員が市の焼却施設へ直接持参して廃棄している。 ・USBは、特定個人情報は取り扱わないが、鍵のかかるキャビネットに保管している。使用簿に記入し、個人情報を取り扱う場合は所属長の許可を得てから使用する。 ・申請書類も鍵のかかるキャビネットに保管している。 ・事務処理後は、保存文書入力票に基づき各倉庫へ保管した後、保存文書入力票の保存年限到来年度にまとめて廃棄している。市の焼却施設に職員が直接持参し溶鉱炉へ入れて焼却している。 ・住民情報システムのサーバ、データ、プログラム等は、ガバメントクラウド上へ移行し安全に管理する。 ・デジタル推進課の電算室やサーバ室の出入口では生体認証による入退室管理を行っている。 ・電算室等は監視設備として監視カメラを設置している。 ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバには、ウイルス対策システムを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・毎年、情報セキュリティポリシーに基づく自己チェックシートで自己点検し、必要に応じて改善を図っている。 ・毎年、個別システム自己監査を実施し、必要に応じて改善を図っている。 ・情報セキュリティ研修や情報連携研修(デジタル庁主催)を受けている。受講できない者については、紙媒体での学習及び自課内での伝達研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に、個人情報の取扱に関する規定や再委託に関する規定を設けている。また、契約内容の遵守状況について報告を求める規定や、必要に応じて実地調査を行うことができる規定も設けている。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例及び熊谷市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づき、請求書に住所、氏名、請求内容等の必要事項を記入し、請求する。 個人情報の本人であることを証明する書類等を持参の上、個人情報保護窓口に提出する。
③法令による特別の手続	_____
④個人情報ファイル簿への不記載等	_____
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市市民部保険年金課後期高齢者医療係 電話048-524-1111 内線278,302
②対応方法	_____

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	_____
②実施日・期間	_____
③主な意見の内容	_____
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	_____
②方法	_____
③結果	_____

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	熊谷市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・被保険者証及び資格証明書の引渡し ・被保険者証及び資格証明書の返還の受付 (略) ＜標準準拠システムへの移行(令和7年1月14日切替予定)＞ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行する(令和7年1月14日の予定)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目は変更となるが、事務、システム構成及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。	熊谷市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・被保険者証及び資格確認書の引渡し ・被保険者証及び資格確認書の返還の受付 (略) ＜標準準拠システムへの移行＞ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行した(令和7年1月14日)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目及びシステム構成は変更となるが、事務及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。	事後	
令和7年4月1日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	収納管理システム	統合収納管理システム		
令和7年4月1日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	団体内統合宛名システム	統合滞納管理システム		
令和7年4月1日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	1. 個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能 2. アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能 3. 個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能 4. 中間サーバ連携機能 情報連携で必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバへ連携する機能	1. 滞納状況照会 滞納照会、異動など日常業務に必要な情報の照会 2. 納付書印刷 納付書再発行		
令和7年4月1日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]中間サーバー、個別業務システム	[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム []中間サーバー、個別業務システム		
令和7年5月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和7年5月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容		・データ入力業務において、委託業者が当市の承諾を得ないまま8,170件を再委託し、そのうち6,312件に特定個人情報が含まれていた。 ・職員等の健康診断の委託において、受託者のシステムがランサムウェアによる不正アクセス攻撃を受けた。	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和7年5月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容		・法令に定める安全管理措置を講じることを明記し、委託業者の定める特定個人情報に関する取扱規程等を提出させることとした。また、再委託の有無を事前に書面にて報告させ、かつ、再委託するときは書面にて申請させることとした。 ・受託者がセキュリティ対策の強化を行うことから、作業完了後を目途に実地検査を行い、個人情報の管理状況を確認する。	事後	しきい値判断結果の変更のため